

マイナンバーカードと保険証の一体化について

令和6年12月2日より現行の保険証は新たに交付されなくなりました



交付済みの保険証については、令和6年12月2日以降も保険証情報に変更がない場合、

有効期限(令和7年9月30日)まで利用可能です。廃棄せずにご利用ください。

(令和7年9月30日までに「後期高齢者医療制度」に移行される方は75歳の誕生日の前日までとなります。)

令和6年12月2日以降、新規加入等の手続きをされた場合、保険証ではなく「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

令和6年12月2日以降について

手続きの方法は変わりません。

従来通り、異動・変更があった場合は、必ず組合へ届け出てください。

マイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方で交付する証書が異なります。

【マイナ保険証をお持ちの方】 (マイナンバーカードを保険証として利用登録した方)

- ・「資格情報のお知らせ」を交付します。
 - ・医療機関でマイナ保険証を提示することにより受診できます。
 - ・「資格情報のお知らせ」はA4サイズで、右下部分をカードサイズに切り取ることができ携帯が可能です。
 - ・マイナ保険証の読み取りができない場合については、マイナ保険証とともに、組合から交付された「資格情報のお知らせ」または「スマートフォンの資格情報画面」を併せて提示することで受診できます。大切にしてください。
- なお、この「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関は受診はできません。

【マイナ保険証をお持ちでない方】 (マイナンバーカードを持っているが利用登録していない方、マイナンバーカードを持っていない方)

- ・保険証に代わる「資格確認書」を交付します。
- ・現在の保険証同様、医療機関で「資格確認書」を提示することにより受診できます。

※申請届出後、対象者のマイナ保険証保有状況を情報連携システムに照会・確認してからの交付となります。この照会・確認に時間を要することから、今までより交付に時間がかかることがあります。

マイナ保険証利用登録解除について

利用登録の解除を希望する方は、当組合に申請手続きをお願いします。

(具体的な手続き方法については当組合までお問い合わせください。)